

令和4年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日（月）
午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 （17人）

会 長	1 番	岩 崎	信 一 郎						
会長代理	2 番	松 本	千 代 治						
委 員	3 番	山 口	隆	4 番	谷 脇	文 弘	5 番	松 崎	常 俊
	6 番	津 口	祐 二	7 番	岸 本	六 郎	8 番	白 石	幸 憲
	10 番	葉 山	諭	11 番	（ 欠 員 ）		12 番	浦 口	大 輔
	13 番	辻 尾	政 幸	14 番	朝 長	久 夫	15 番	宮 崎	壽 治
	16 番	水 嶋	政 明	17 番	葉 山	静 子	18 番	知 念	近 海
	19 番	田 中	初 治						
5. 欠席委員（1人）
9 番 福 田 務
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第31号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第32号 非農地通知の対象とすることの決定について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要
事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、2 番：松本代理、3 番：山口委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、この 1 番につきましては、18 番委員が本人に「代理」している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《18 番委員 退席》

議 長 それでは、1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について「1 番」について説明いたします。資料は 2 頁となります。物件は西海町横瀬郷字中田の畑 1 筆 86 m²の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、叔父から甥の親類間で、贈与により所有権の移転を行うものです。申請事由は議案書記載のとおりで、花の栽培を予定しています。

権利種別は所有権移転「贈与」となっています。許可があり次第、贈与の手続きを行い農地の所有権移転登記を行うものです。農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 1 頁及び 3 頁から 6 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に現況写真、5 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。6 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲受人の自宅から 50m くらい離れた位置にあり、徒歩で約 5 分以内のところに申請地がある状況です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 1 番につきまして、13 番委員、補足説明

をお願いします。

- 13番 13番委員です。譲り受け人と譲り渡し人は、申請事由にもあるように叔父・甥の関係であり、対象地を贈与するため、今回の申請に至ったということです。現地は現在ひまわりを栽培しており、今後も家庭菜園のような形で、栽培を続けていくということですので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第29号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 18番委員 入室してください。
《18番委員 着席》

議長 続きまして、議案第29号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「2番」について説明いたします。資料は7頁となります。物件は西海町中浦南郷字奥山の田2筆であります。中浦南郷字奥山、地目：田、地積：1,694㎡と同所、地目：田、地積：5,271㎡、合計2筆6,965㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、使用借人・使用貸人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、休耕地を有効活用のため採草放牧地として利用する、若しくは牧草を栽培予定です。権利種別は使用賃借権の設定で設定期間は20年間で無償となっています。使用借人は西彼町平山郷在住で、使用貸人は、西海町七釜郷在住の方です。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は1頁及び8頁から23頁までで、1頁に位置図、8頁に付近近況図、9頁・10頁に現況写真、11頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。21頁～23頁は航空写真で、

赤枠で囲まれた部分が申請地で、矢印は現況写真の撮影方向を示しています。申請地は借主の牛舎から車で約5分の位置にある状況です。

農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました2番につきまして、5番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5番委員です。6月24日に、当事者の2人は都合で同行できませんでしたが、私と地元推進委員で、双方に確認を取った上で現地を見に行きました。使用借人はこちらに来られて研修期間を経て、2年ほど前から牛の繁殖をやられているそうです。しかし物価高の流れを受けて、牛の飼料も値上がりしているため、自分で作りたいということで、使用貸人に相談をしまして、現在耕作していない田んぼを借りることになったそうです。現地を見ますと、木はほとんど生えておらず、すぐに畑として利用できそうな場所であり、今後耕作を続けていくということでした。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第29号の2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

8 番 写真で見ますと、申請地はかなり荒れているようで、牧草が育つのかな、という感じがしますがどうでしょうか。

5 番 写真を見る限りは荒地のように見えますが、現地に行けば雑草が主ですので、重機でなくトラクター等で畑になると思います。主に萱が茂っていますが、それも多分牛に食べさせながらきれいにしていくようですので、写真で見るよりは手間がかからないと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにご意見等ございませんか。無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

「1 番」について説明いたします。資料は 13 頁からとなります。14 頁をご覧ください。一番下の右側に記載のとおり、本申請地は、令和 4 年 2 月 25 日総会において、農振の農用地区域より除外されたもので、今回農地法第 5 条の規定による許可申請となったものです。

物件の所在は、西彼町中山郷字中川内の畑・1 筆 340 m²及び田・1 筆 181 m²、合計 2 筆 521 m²の申請となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は社会福祉法人の認定こども園です。使用目的は「駐車場」、事由は「こども園の事業時駐車場が 50 台から 55 台必要であるが、現状は 30 台分しかなく、差し引き 20 台から 25 台分が必要で今回 22 台分を整備予定です。許可があり次第所有権移転し、利用したい」となっています。権利内容は「所有権移転 売買」です。添付資料は、13 頁から 24 頁までで、13 頁に位置図、15 頁に付近近況図、16・17 頁に現況写真、18 頁に字図、19 頁に航空写真を添付しています。20 頁に被害防除計画書、21 頁に駐車場の利用計画書、22 頁に事業計画書、23 頁に平面図及び断面図、24 頁に土地の選定に関する調書を添付しています。20 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、切土と盛土により切った土壌は盛土に利用し、碎石を敷設し、防護柵を設ける内容となっています。雨水排水は自然流下、周囲の農地への特段の被害を及ぼす恐れはないとなっています。

申請地は市道に面し、田や宅地、山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長

それでは補足説明を、12 番委員にお願いします。

1 2 番

12 番委員です。譲り渡し人は時津在住ということで、連絡がとれていませんが、認定こども園の園長さんとは電話でしたけども、確認することが出来ました。先ほど事務局から説明がありましたように、2 月の総会で農振除外をしておりますが、園地を含めた駐車場周辺には農地は全くありません。ただ、道を隔てて向かい側に水田地帯がありますが、これについては特段影響があるようなところではありません。また、ちょっと上の段に柿の木畑がありますが、柿の生育に関しても支障は全くないかと思えます。説明にもありましたように、園の駐車場が非常に手狭であるため、拡大をしたいということでした。以上です。

議 長

ただ今、議案第 30 号の 1 番について説明がありました。

これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 30 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、「2 番」について説明いたします。資料は、25 頁です。2 番も、下段に記載のとおり、令和 4 年 2 月 25 日総会において、農振の農用地区域より除外されたもので、今回農地法第 5 条の規定による許可申請となったものです。

物件の所在は、先ほど審議頂いた『1 番』の隣接地で、西彼町中山郷字中川内の畑・1 筆 356 m²です。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、この件も譲り受け人は社会福祉法人の認定こども園です。使用目的は「園庭造成」、事由は「申請地に自然環境型庭園を造成し、園児たちの成長を育む場として利用するものとなっています。32 頁添付資料の平面図をご覧ください。申請地の中央に砂場を設け、周囲に作物畑や果樹園、茶畑、花壇や花畑を整備する内容となっています。議案書の 25 頁に戻り、権利内容は「所有権移転 売買」です。添付資料は、13 頁、25 頁から 33 頁までで、13 頁に位置図、26 頁に付近近況図、27 頁に現況写真、28 頁に字図、29 頁に航空写真を添付しています。30 頁に被害防除計画書、31 頁に事業計画書、32 頁に土地利用計画図、33 頁に土地の選定に関する調書、を添付しています。

30 頁に戻り、被害防除計画の内容ですが、自然環境型庭園の造成は、中山こども園職員や保護者、造園業者や農業者等の指導や支援を受け整備することとしており、申請地は現在休耕地のため、草刈り等を行った後、切土や盛土等が必要かどうか見極めて整地し、周囲に防護柵を設ける内容となっています。雨水排水は自然流下、周囲の農地への特段の被害を及ぼす恐れはないとなっています。

申請地は市道に面し、田や宅地、山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました 2 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。2 番も、1 番の説明と重複する部分がありますが、譲り渡し人につきましては長崎市在住の方で連絡がつかず接触できておりません。譲り受け人の認定こども園園長と話ができましたが、園児たちの勉強の場として、花壇とか家庭菜園のような形で野菜類などをここで栽培したいということで、栽培については地域の農業者が応援をしてくれるということでした。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 30 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 30 号の 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、「3 番」について説明いたします。資料は 34 頁です。所在地は、西彼町下岳郷字濱河内の田・1 筆 1,904 m²です。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「資材置場及び駐車場」です。事由は「賃借人の業務拡大により、手狭となった資材置場並びに駐車場を増設したい。」となっています。権利内容は「賃借権の設定で期間は 20 年間」です。添付資料は、13 頁、34 頁から 42 頁までで、13 頁に位置図、35 頁に付近近況図、36 頁に現況写真、37 頁に字図、38 頁に航空写真、39 頁に被害防除計画書、40 頁に土地利用計画図、41 頁に資材置場等の事業計画書、42 頁に駐車場の利用計画書、を添付しています。39 頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、①(1)現状のまま利用する、(2)法面保護をする、②雨水は自然流下、③隣接農地への通路を確保するとなっており、周囲の農地への特段の被害を及ぼす恐れはないとなっています。

40 頁に平面図で記載のとおり資材置場や駐車場を配置する計画で、41 頁に資材置場等の事業計画書を添付していますが、事業実績も年々増額しており、4 の申請地選定の理由に、事務所から 1.5 k m の距離とことです。42 頁の駐車場の利用計画書ですが、15 台の駐車場を設ける内容となっています。

申請地は市道に面し、田や宅地、山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を、6 番委員にお願いします。

6 番 6 月 25 日に地元の推進委員さんと 2 名で、現地を確認に行ってきました。賃貸人とは会えませんでした。賃借法人の代表者である息子さんと会いまして、話を伺ってきました。現在の駐車場はもともと狭く、資材等を仮置きしたりしているため、従業員の車も自宅の庭に駐車している状況で、資材置場等を探していたそうです。申請地は 5 年前まで、賃貸人が作付していましたが、高齢のため作付できなくなり、毎年草刈りなどにより保全管理だけは行っていたそうです。賃貸人が申請地を今後農地として利用する見込みはなく、また国道に近く、道がかりも良いため、何とか資材置き場等として利用できないかということで今回の申請となったそうです。現地を見た限りでは、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 30 号の 3 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 31 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」ですが、今回は、一括方式に係る集積・配分計画はなく、従来分の配分計画のみを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 43 頁をお願いします。議案第 31 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。資料は 43 頁から 47 頁までです。

44 頁は合意解約分の 4 件 12 筆 20,756 m²を解約するものです。今回の理由は、番号 1 は、所有権移転手続きのため、番号 2 から 12 までは、借り受け者が都合により、耕作継続が困難となったため解約するもので、解約後は 1 番と 2 番は、県の農業公社と地主も解約して、県の農業公社は保有せず、3 番から 12 番までは、県の農業公社が保有し、後日再配分することとしています。

45 頁は一括方式分については、今回申請物件はなく、46 頁は従来分で 3 筆分の利用集積計画分を、1 名に配分する内容となっています。47 頁に今回の借り受け者の経営状況を添付しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 3 番の補足説明を 13 番委員をお願いします。

1 3 番 13 番委員です。借り手は現在、馬鈴薯、スイカ、ミカン等を精力的に耕作し、丸田地区でも、中心的な役割を担って頑張ってやっており、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 31 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 31 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 32 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題とい

たします。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 48 頁をお願いします。議案第 32 号非農地通知の対象とすることの決定についてを説明します。今回は同意書分のみで 7 件・44 筆・39,344 m²について、審議を頂きたいと思います。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、令和 2 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）の判定をしている農地を対象とし、土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、5 月 15 日以降 6 月 14 日までに受け付けた計 7 件 44 筆の非農地通知同意書について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。48 頁をご覧ください。上段の項目、左から番号、対象地、土地の所在、地番、地目、農地基本台帳、登記簿、現況地目、面積、農振区分、所有者住所・氏名、地図等を記載しています。農振区分に『○』があるのは、農振区域内と言う意味です。地図等の表示は、航空写真の右上の表示例として西彼 1 とある場合は、57 頁の航空写真を示しており、航空写真の右上に西彼 1 と表記しています。

48 頁の 1 番から 5 番までの 5 筆は、西彼町の物件です。申請者の方は、西彼町下岳郷の方 1 名です。48 頁の 6 番から 49 頁の 24 番の 19 筆は西海町の物件です。申請者の方は、西海町川内郷、横瀬郷、および佐世保市にお住まいの方 3 名です。49 頁の 25 番から 33 番までの 9 筆は大島町の物件です。申請者の方は、大島町内にお住まいの方 1 名です。最後に 49 頁の 34 番から 50 頁の 44 番までの 11 筆は、大瀬戸町の物件です。申請者は大瀬戸町内にお住まいの方 2 名です。

51 頁に申請地位置図の配置図資料を添付しました。52 頁から 56 頁に航空写真配置図を添付しました。52 頁に西彼町、53 頁と 54 頁に西海町、55 頁に大島町、56 頁に大瀬戸町の配置図を添付しています。57 頁から 69 頁に対象地の航空写真を添付しています。

申請地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化・原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月分として、同意書分 7 件・44 筆・39,344 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、議案 32 号の同意書分について説明がありました。同意書分には補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 32 号の同意書分 1 番から 44 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について、事務局をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は 70 頁から 83 頁となります。
今回は農地の転用事実に関する照会 1 件、農地転用許可不要案件届 1 件、農用地利用集積計画の合意解約 2 件の計 3 件について報告します。

70 頁は、報告事項の 1 番・2 番の位置図になります。71 頁をお願いします。農地の転用事実に関する照会（地目変更登記）について報告します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。本件は、令和 4 年 5 月 25 日付け日記第 192 号分です。受付は 5 月 27 日となります。申請物件は大島町字中戸の畑、計 1 筆、233 m²について照会がありました。詳細の場所は、大崎高校の近くの、中戸地区公民館付近の住宅が並ぶ所に位置しています。本件の現地調査については、去る 6 月 3 日 13 時 30 分から、14 番委員、9 番委員、地元農地利用最適化推進委員と事務局担当の 4 名で行いました。所在地は、農振農用地区域外であり、本来は農地転用の許可が必要でありましたが、手続き未済のまま、地元の大工さんが作業小屋を昭和 61 年に建築、完成月日は不詳で、それ以降現在に至っています。課税状況ですが、税務課に確認したところ平成 20 年度より宅地として課税されています。関係資料は、70 頁に位置図、72 頁に付近近況図、73 頁に航空写真、74 頁に現況写真を添付しています。本件は、許可を得ることが必要であったが、永年宅地として課税されており、原状回復命令は行わず、申請の通り非農地として 6 月 8 日に法務局に回答いたしました。この件に関する説明は以上です。

次に 75 頁をお願いします。本件は、農地転用許可不要案件届で、携帯電話用無線基地局の設置を目的としたものです。申請地は、西海町中浦南郷字乗越の畑 1 筆で、地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 265 m²のうち、4 m²を携帯電話無線基地局建設用

地として使用する申請となっています。工期は、許可日から令和4年12月30日を予定しています。関係資料は70頁及び75頁から81頁までで、70頁に位置図、76頁に付近近況図、77頁に現況写真、78頁に字図、79頁に航空写真、80頁に土地利用計画図・平面図、81頁に立面図を添付しています。この件に関する説明は以上です。

次に82頁・83頁をお願いします。本件は農用地利用集積計画の合意解約の通知があった件です。82頁は、議案31号でご審議頂いた44頁の2番で、受け手の都合により合意解約したもので、県農業振興公社と地主の貸借契約を行っていた案件です。令和2年に5年間の契約を結んでいましたが、貸借相手が不在となり、県公社との解約を行うこととなったもので、1件1筆の合意解約の報告となっています。83頁は議案31号でご審議頂いた44頁の1番に該当します。83頁に戻って、一番下にあるその他の欄に記載していますが、所有権移転手続きのため、今回合意解約となったものです。事務局からの報告は以上です。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、質問等ございませんか。
 無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

議 長 次回の総会は
 日時 令和4年7月26日(火) 午後2時00分から
 場所 西海公民館 2階講堂

代 理 これ을もちまして西海市農業委員会令和4年第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 4 年 6 月 27 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人